

中間市監査公表第10号  
令和7年11月10日

中間市監査委員 武 藤 淳  
中間市監査委員 柴 田 広 辞

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

1. 監査の対象

今回の監査は、市が財政援助を行っている団体である社会福祉法人中間市社会福祉協議会の令和4年度、令和5年度、令和6年度に交付された中間市社会福祉協議会補助金を対象とした。

2. 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3. 監査の期間

令和7年9月16日から10月15日まで

4. 監査の内容

別紙のとおり

## 財政援助団体監査

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

### 第2 監査対象団体

- ・所管課            . . . 福祉支援課
- ・財政援助団体    . . . 社会福祉法人中間市社会福祉協議会

### 第3 監査対象

令和4年度、令和5年度、令和6年度に交付された中間市社会福祉協議会補助金について

### 第4 監査の着眼点

#### (1) 所管関係

- ・補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ・補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果の確認は、実績報告等によりなされているか。
- ・補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

#### (2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。

### 第5 監査の期間

令和7年9月16日～令和7年10月15日

## 第6 監査の方法

補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて検証した。

また、監査にあたっては、当該法人の職員を当事務局に招き、説明を聴取し、監査を実施した。

## 第7 監査の結果

この補助金は、社会福祉法人中間市社会福祉協議会の運営の円滑化に資し、もって地域福祉の推進を図ることを目的として同法人に対して交付しており、社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動を行う同法人の運営に充てられているため、その公益性は高い。

「中間市社会福祉協議会補助金交付要綱」に基づく補助金の交付について、同法人の財政的支援に係る出納その他の事務の執行状況等の監査を実施した結果、当該補助金に係る交付事務、事業予算の執行及びその他の事務は概ね適正に処理されているものと認められた。

### 【補助金の状況】

- ・中間市から法人運営事業として中間市社会福祉協議会へ交付された補助金の額

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（円）	16,100,000	16,100,000	16,100,000

### 【事業実績】

- ・理事会の開催・・・年5回
- ・評議員会の開催・・・年3回
- ・監事による定期監査・・・年1回
- ・賛助会員の拡充

【法人運営事業の経常増減差額】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サービス活動収益（A）	19,439,028	16,699,253	16,529,484
サービス活動費用（B）	10,989,073	23,075,406	25,630,742
サービス活動増減差額（C） =（A）－（B）	8,449,955	△ 6,376,153	△ 9,101,258
サービス活動外収益（D）	1,013	1,434	2,956
サービス活動外費用（E）	0	0	0
サービス活動外増減差額（F） =（D）－（E）	1,013	1,434	2,956
経常増減差額 =（C）+（F）	8,450,968	△ 6,374,719	△ 9,098,302

## 第8 監査の意見

事務処理について、概ね適正に処理されていることを認めた。今後も引き続き健全経営に向けて努力を継続されるよう望む。

中間市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、多岐にわたる福祉事業を実施している重要な団体である。今後も事業活動の積極的な広報活動を推進することで会員の拡充を図り、主要財源の一つである会費の增收や新たな収益事業を創出することで自主財源の確保、経営基盤の強化を図っていただきたい。また、中間市などと連携を図りながら地域の福祉課題・生活課題に取り組み、支援を必要とする方々に寄り添った福祉サービスの提供に努めていただきたい。

監査の実施を通じて、確認できた点及び改善すべき点は下記のとおりである。

### （1）所管課

- 補助金の交付については、法人運営事業が対象であり、中間市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、各年度とも予算の範囲内である1,610万円が交付されていた。市の補助金以外の事業収入は寄附金等である。また補助金の使途としては、同事業の人件費及び事務費であった。令和4年度の事業実績報告において補助金の充当内訳が添付されていなかったが、令和5年度から添付されており、改善が見られ、概ね適切に処理されていた。

なお、補助金交付要綱について、補助金事業内容及び補助対象経費の記載内容に齟齬が認められる部分があるので、補助金交付要綱の見直しを要望する。

(2) 団体

- ・中間市社会福祉協議会から提出された資料について、予算書、決算書、及び所管課に提出された実績報告書の額は符合していることが確認できた。
- ・実績報告書は中間市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、概ね適正に提出されていることが確認できた。
- ・補助金の請求は適切に行われ、受領については補助金入金日に収入処理を行い、適切に受領されていることが確認できた。
- ・出納関係帳票については概ね適正に記帳、整備されていた。
- ・一部の財務事務について基準が明確でないものがあったため、基準を定めることを求める。